



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 第12号 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課） ..... 4

### 規則

- 第14号 大和高田市総合会館規則等の一部を改正する規則（人権施策課） ..... 5
- 第15号 大和高田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（保護課） ..... 7

### 訓令

- 第7号 大和高田市庁舎内売店運営事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（総務課） ... 37

### 告示

- 第66号の2 指定公金事務取扱者の指定（危機管理課） ..... 39
- 第69号 大和高田市議会臨時会の招集（財政課） ..... 40
- 第70号 放置自転車等の移動、保管（危機管理課） ..... 41
- 第71号 指定公金事務取扱者の指定（学校教育課） ..... 42
- 第72号 大和高田市公共工事等入札及び契約情報の公表に関する実施要綱（総務課） ..... 43
- 第73号 引取りのない自転車等の処分（生活安全課） ..... 48

### 公告

- 第43号 2トンダンプトラック（パワーリフト付き）車両リースに関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 49
- 第44号 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業に関する総合評価一般競争入札（総務課） ..... 52
- 第45号 令和8年7月納品分学校給食物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 56
- 第46号 大和高田市地方税ポータルシステムASPサービス提供業務に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 59
- 第47号 公売公告（収納対策課） ..... 62
- 第48号 大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 64
- 第49号 大和高田市文化会館総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課） . 68
- 第50号 大和高田市役所庁舎衛生管理及び警備業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 72
- 第51号 大和高田市役所庁舎総合受付及び電話交換人材派遣業務に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 76
- 第52号 大和高田市役所庁舎設備運転管理業務委託に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 79
- 第53号 大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム導入事業に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 82
- 第54号 大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務に関する条件付き一般競争入札（総務課） ..... 85

**教育委員会**

教育委員会告示第 8 号 大和高田市教育委員会 5 月定例委員会の招集..... 89

**選挙管理委員会**

選挙管理委員会告示第 2 0 号 大和高田市選挙管理委員会の招集 ..... 90

選挙管理委員会告示第 2 1 号 大和高田市選挙管理委員会の招集 ..... 91

**農業委員会**

農業委員会告示第 6 号 大和高田市農業委員会 6 月定例委員会の招集..... 92

## 公布された条例のあらまし

### ◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）

#### 1 理由

消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第83条第1項の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償については、政令の定める基準に従い条例で定めなければならないとされているところ、政令の改正があった際これに迅速に対応できるよう所要の改正を行うものです。

#### 2 内容

- 1 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等について、従うべき基準を定めた政令の規定の例による旨改正します。
- 2 別表を削ります。（別表関係）
- 3 その他所要の改正

#### 3 施行期日

公布の日

## 条 例

### 条例第12号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
目次を削る。

第1章の章名を削り、第2章の章名を削る。

第4条を次のように改める。

（損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等）

第4条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

第5条から第10条まで、第11条の前の見出し及び同条から第14条まで、第15条の前の見出し及び同条から第16条の2まで、第17条から第22条まで、第23条の前の見出し並びに同条及び第23条の2、第24条並びに第25条を削る。

第3章の章名を削る。

第26条中「非常勤消防団員等」の次に「（非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とし、第27条から第29条までを21条ずつ繰り上げる。

附則第3条の3から附則第6条までを削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

### 規則第14号

大和高田市総合会館規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市総合会館規則等の一部を改正する規則

(大和高田市総合会館規則の一部改正)

第1条 大和高田市総合会館規則(平成4年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「隣保館及び青少年会館のうち市長が定める施設を総称する」を「次条の表に掲げる隣保館及び青少年会館をもって総称するものとする」に改める。

第3条を次のように改める。

(名称等)

第3条 総合会館の名称及び構成施設は次のとおりとする。

名称	構成施設
東雲総合会館	大和高田市東雲隣保館
	大和高田市東雲青少年会館
埴総合会館	大和高田市土庫隣保館
	大和高田市埴青少年会館

(大和高田市隣保館条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市隣保館条例施行規則(昭和43年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

大和高田市市場隣保館	大和高田市西部文化センター
大和高田市土庫隣保館	大和高田市北ふれあいセンター

」を

「

大和高田市市場隣保館	大和高田市西部文化センター
------------	---------------

」に改める。

(大和高田市青少年会館設置条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市青少年会館設置条例施行規則(昭和55年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

大和高田市市場青少年会館	大和高田市西部子ども会館
大和高田市埴青少年会館	大和高田市埴コミュニティセンター

」を

「

大和高田市市場青少年会館	大和高田市西部子ども会館
--------------	--------------

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

## 規則第15号

大和高田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大和高田市生活保護法施行細則（平成23年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(様式第1号)」を削り、同項第2号中「(様式第2号)」を削り、同項第3号中「(様式第3号)」を削り、同項第4号中「(様式第4号)」を削り、同項第5号中「(様式第5号)」を削り、同条第2項第1号中「(様式第6号)」を削り、同項第2号中「(様式第7号)」を削り、同項第3号中「(様式第8号)」を削り、同項第4号中「(様式第9号)」を削り、同項第5号中「(様式第10号)」を削り、同項第6号中「(様式第11号)」を削る。

第3条第2項中「(様式第12号)」を削る。

第4条第1項中「様式第13号」を「様式第1号」に改め、同項第1号中「様式第14号」を「様式第2号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 収入申告書(様式第3号)

第4条第1項第3号中「様式第16号」を「様式第4号」に改め、同項第4号中「様式第17号」を「様式第5号」に改め、同項第5号中「様式第18号」を「様式第6号」に改め、同項第6号中「様式第19号」を「様式第7号」に改め、同項第7号中「様式第20号」を「様式第8号」に改め、同項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 求職活動状況・収入申告書(様式第9号)

(9) 家賃等証明書(様式第10号)

第4条第2項中「様式第23号」を「様式第11号」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「様式」を「書面」に改め、同条第1号中「保護決定(変更)通知書(様式第24号)」を「保護決定通知書」に改め、同条第2号中「(様式第25号)」を削り、同条第3号中「(様式第26号)」を削る。

第6条中「(様式第27号)」を削る。

第7条第1項中「(様式第28号)」を削り、同条第2項中「(様式第29号)」及び「(様式第30号)」を削り、同条第3項中「(様式第31号)」を削る。

第8条第1号中「(様式第32号)」を削り、同条第2号中「(様式第33号)」を削る。

第9条第2項中「扶養義務の履行照会書(様式第34号)」を「生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(照会)(様式第12号)」に改め、同条第3項中「(様式第35号)」を削り、同条第4項中「(様式第36号)」を削る。

第10条中「(様式第37号)」を削る。

第11条第1号中「様式第38号、様式第39号又は様式第40号」を「様式第3号、様式第13号又は様式第14号」に改め、同条第2号中「様式第41号」を「様式第15号」に改める。

第12条第1項中「(様式第42号)」を削り、同条第2項中「(様式第43号)」を削り、同条第3項中「(様式第44号)」を削り、同条第4項中「(様式第45号)」を削る。

第13条中「(様式第46号)」を削り、同条ただし書中「様式第47号」を「様式第16号」に改める。

第14条中「様式第48号」を「様式第17号」に改める。

第15条中「様式第49号」を「様式第18号」に改める。

第16条中「(様式第50号)」を削る。

第17条中「(様式第51号)」を削る。

第18条中「様式第52号」を「様式第19号」に改める。

第19条中「(様式第53号)」を削る。

第20条中「(様式第54号)」を削る。

第21条第1項中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる申出書(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)(様式第55号)」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)(様式第20号)」に改め、同条第2項中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる申出書(生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合)(様式第56号)」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)(様式第21号)」に改める。

本則に次の2条を加える。

(様式)

第23条 この規則に定める様式のほか、この規則の施行に必要な様式は、市長が別に定める。この場合において、様式を公表しなければならない。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号から様式第21号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

大和高田市社会福祉事務所 宛

### 生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ	現在のところに住み始めた時期 年 月 日	※福祉事務所受付年月日
------------	-------------------------	-------------

家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※町村役場受付年月日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										

家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ

資産の状況（別添1）	収入の状況（別添2）	関係先照会への同意（別添3）
者の援助をしてくれる 世帯主又は家族との関係	氏名	住所

保護を申請する理由（具体的に記入してください。）

上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。

年 月 日

住所

氏名

保護を受けようとする者との関係  
( )

- (記入上の注意)
- ※印欄には記入しないでください。
  - 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
  - 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

(表面)

資 産 申 告 書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 宛

住 所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

		延面積	所有者氏名	所在地	抵当権	
土 地	(1) 宅地	有・無			有・無	
	(2) 田畑	有・無			有・無	
	(3) 山林 その他	有・無			有・無	
建 物	(1) 居住用	持家・借間 〔いずれかを ○で囲んで ください。〕	延面積	所有者氏名	所在地  (家賃 円)	抵当権  有・無
	(2) その他	有・無			有・無	

2 現金・預貯金、有価証券等

現金	有・無	円			
預貯金	有・無	預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額
有価証券	有・無	種類	額	面	評価概算額

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

## (裏面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

## 3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機付き 自転車を含む)	有・無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

## 4 負債 (借金)

	金 額	借 入 先
有 ・ 無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
  - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
  - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの(例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等)は、この申告書に必ず添付してください。

様式第3号（第4条関係）

（ 表 面 ）

# 収 入 申 告 書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 宛

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

## 1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前3か月分		
				( ) 月分	( ) 月分	( ) 月分
		収 入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収 入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

## 2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

	種 別	収 入 額
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他（ ）	月額 円 年額 円

## 3 仕送りによる収入（前3か月間の合計を記入してください。）

	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
有・無	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んでください。) kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏面)

4 その他の収入（前3か月間の合計を記入してください。）

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入（上記1～4に記入したものを除く。）

有・無	内 容		収入見込額
			円

6 働いて得た収入がない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書）は、この申告書に必ず添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

## 同意書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは法第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 宛

現住所又は現居所 ( )  
旧住所又は旧居所 ( )  
電話番号又は連絡先 ( )

氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日	印
①	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
②	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
③	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
④	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑤	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
⑥	男・女		M・T・S・H 年 月 日	
の親権者氏名				印

※ ただし、この同意書は、同意年月日と調査時期は相違するが、保護実施期間中及び保護廃止後においても社会福祉事務所長が必要と認めた場合、効力を有する。

原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長

印

誓約書

- 1 私又は同居する者は、暴力団員ではありません。
- 2 私又は同居する者が暴力団員であるかの調査に同意するとともに暴力団員であることが判明したときは、生活保護の申請を却下されても異議はありません。
- 3 生活保護の決定後に、私又は同居者が暴力団員であることが判明した場合には、生活保護を廃止されても異議はありません。なお、収入、資産等があった場合はすでに受給した生活保護費を返還します。（生活保護法第78条）

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

生活保護法

（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

（費用の徴収）

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

（罰則）

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 宛

住 所

氏 名

印

様式第6号（第4条関係）

民生委員意見書				
生活 保 護 申 請 者	住 所	大和高田市		担当
	続 柄	氏 名	生 年 月 日	問 題 点
	世帯主		年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
申 請 理 由	1 高齢（65歳以上） 2 傷病 3 障害 4 母子 5 その他（ ）			
※ 上記の者について、民生委員としての意見				
年 月 日				
住所 _____校区民生委員				

※ 担当ケースワーカー宛てに直接返信していただきますようお願いします。

（参考）保護を受ける上での必要事項

- 1 働くことができる人は、能力に応じて、働いていただきます。
- 2 不動産や預貯金、生命保険などは、生活のために活用していただきます。
- 3 仕送りなどの援助について、親、子供、兄弟などと話し合ってください。
- 4 他の法律で利用できるものは、全て利用していただきます。

（例えば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など）

様式第7号（第4条関係）

# 給 与 証 明 書

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 宛

住 所

事業所（雇主）

電話番号

印

次のとおり証明します。

氏 名	( 歳)	職 職 名 務 及 内 び 容		
居住地				
給 与 額	基 本 給	円	所 得 税	円
	日 給 (日分)		健 康 保 険 料	
	家 族 手 当		厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当		雇 用 保 険 料	
	手 当			
	交 通 費			
		小 計 (イ)		小 計 (ロ)
差 引 支 給 額 (イ) - (ロ)		摘 要		
前 2 月 の 手 取 額	月 分			
	月 分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから御注意ください。				

様式第8号（第4条関係）

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

### 住宅補修計画書

建物の規模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量＝金額			備考
			単価	数量	金額	
見積者	見積年月日	年 月 日				
	住所					
	氏名	印				



様式第10号（第4条関係）

大和高田市社会福祉事務所長 宛

### 家賃等証明書

借受人	氏名			
	住所			
賃貸借料	家賃	月額		円
	借間代	月額		円
	借地代	月額 年額		
構造	木造	鉄筋コンクリート造	その他（ ）	
	平屋	（ ）階建	その他（ ）	
床面積				m <sup>2</sup>
権利金				円
敷金				円
契約更新料				円
条件				
契約期間		年 月 日～	年 月 日	
備考				

上記のとおり証明します。

年 月 日

住所

氏名

印

## 生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏名	年 月 日生		葬祭を行う者との関係
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所	
葬祭予定日		年 月 日		
葬祭費	遺留金額	差引不足額	備考	

令和 年 月 日

様

大和高田市社会福祉事務所長

## 生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により、  
年 月 日までにご回答ください。

要（被）保護者

（特記事項）

（参考）

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等以内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

(別紙)

大和高田市社会福祉事務所長 宛

扶 養 届 書 記入日 年 月 日

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
	理由
支援の開始時期	年 月から (又はすでに行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先(電話番号 )

2 金銭的な援助について

金銭的な支援の可否	可 ・ 不可
	理由
将来的な援助の意思	有 ・ 無
援助の開始時期	年 月から (又はすでに行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____円を送付します。 ②物品により毎月(年) _____を _____程度送付します。 ③氏名 _____を引き取って扶養します。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況

氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円

上記のうち についての

①税法上の扶養控除を受けている者の氏名

②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円)

(2) 資産の状況

有・無

①家屋 m<sup>2</sup> (坪) ②宅 地 m<sup>2</sup> (坪)  
③田畑 m<sup>2</sup> (坪) ④山林等 m<sup>2</sup> (坪)

(3) 負債の状況

有・無

負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定
住宅ローン	円	
その他( )		

(4) 健康保険等の加入状況

①国民健康保険 ②健康保険 ③共済( ) ④その他( )

上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として

①認定されている ②認定されていない ③認定手続きを取るつもり

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

(表面)  
収入申告書

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

電話番号

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

( )

日	働いた日に○印	勤務先 (会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)	日	働いた日に○印	勤務先 (会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16									
					合計	就労日数		日	
						収入額		円	
						必要経費額		円	

- (注) 1 記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。  
 2 年 月 日までに提出してください。

(裏面)

2. 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、 その他( )	収入額	月額	円
			年額	円

3. 仕送りによる収入

		内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入	円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。) kg	

4. その他収入

		内 容	収 入
有・無	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

(記入上の注意)

- 「1 働いて得た収入」のうち、
  - 働いた日に○印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載してください。また、1箇月の合計を合計欄に記入してください。(ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入してください。)
  - 合計欄の必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 2～4の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与明細書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(表 面)  
収 入 申 告 書

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入 ( )

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	( )月分 (見込額)
		収 入	
		必要経費①	
		就労日数	
		必要経費②	
		収 入	
		就労日数	
		収 入	
		必要経費③	
		就労日数	
必要経費 (前月分) の主な内容	①		
	②		
	③		

2 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他 ( )	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入（前3か月間の合計を記入してください。）

有・無	仕送りによる収入	内 容	仕送りした者の氏名
		円	
	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読みください。)  
年 月 日までに提出してください。

(裏面)

4 その他の収入 (前3か月間の合計を記入してください。)

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入 (上記1~4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者 (義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けている者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2~5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの (例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等) は、この申告書に必ず添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第15号（第11条関係）

世帯異動届

年 月 日

大和高田市社会福祉事務所长 宛

住所  
氏名

私の世帯構成の異動は、次のとおり相違ありません。

異動の種類	異動前	異動後
1 居住地の異動	住所	住所
2 世帯構成員の異動	氏名	氏名

様式第16号（第13条関係）

生活保護費振込金融機関届出書

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

住所  
氏名

下記の金融機関口座に生活保護費の振り込みをお願いします。

金融機関名				支店名																
銀行 信金 農協				行 信組 労金  支店 本店																
預金種別	金融機関 コード	支店 コード	口座番号（右づめで記入）																	
普通・当座																				
住 所	〒											電話番号								
フリガナ																				
口 座 名 義 人																				

※ 保護課に介護保険料、家賃、その他の納付を依頼されている方は、保護金品から支払われます。

審査請求書

年 月 日

奈良県知事 殿

請求人 住 所  
氏 名

生活保護法に基づく 年 月 日付け第 号の大和高田市社会福祉事務所長の処分について不服ですから、下記のとおり審査請求をします。

記

- 1 審査請求人の住所、氏名及び年齢
- 2 審査請求に係る処分
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った日
- 4 審査請求の趣旨
- 5 審査請求の理由
- 6 処分庁の教示の有無及びその内容

年 月 日

就労自立給付金申請書

大和高田市社会福祉事務所長 宛

申請者 住所又は居所

氏名

印

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください。）

利用する

利用しない

窓口受取を希望する

（公金受取口座・保護費受取口座を利用しない）

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振り込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

## 進学・就職準備給付金申請書

大和高田市社会福祉事務所長 宛

年 月 日

申請者 住所又は居所  
(進学する者又は就職する者)

氏名 印  
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。  
記

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_

3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）  
名 称 \_\_\_\_\_

4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

### 6 関係書類

#### (1) 進学の場合

- ① 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
    - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
    - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
    - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
  - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸契約書の写し等
  - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

#### (2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
  - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
  - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
  - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸契約書の写し等
- ③ その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に提出できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座  利用する  利用しない

窓口受取  利用する  利用しない

※この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

大和高田市社会福祉事務所長 宛

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 付費用徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

印

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

大和高田市社会福祉事務所長 宛

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。  
不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住所

氏名

印

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より、毎月 円を付費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

様式第22号から様式第56号までを削る。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、令和8年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大和高田市生活保護法施行細則の様式書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 訓 令

### 訓令第7号

大和高田市庁舎内売店運営事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年5月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市庁舎内売店運営事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 飲料、食料品等を販売する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営を目的として行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による賃貸借契約について、契約の締結に係る優先交渉者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市庁舎内売店運営事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、優先交渉者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 総務部法務課長
- (4) 企画政策部人事課長
- (5) 企画政策部情報政策課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(情報公開)

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を優先交渉者の選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれ、その他会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザル方式による優先交渉者の選定審査に参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する事業者がプロポーザル方式による優先交渉者の選定審査に参加する場合は、審査前に委員長（委員長にあっては市長）に報告しなければならない。

(1) 委員がその役員、顧問等の職にあり、又は雇用関係にある事業者

(2) 配偶者又は3親等以内の親族がその役員、顧問等の職にあり、又は雇用関係にある事業者

(3) その他委員長が審査の公平性を著しく損なうおそれがあると認める事業者

3 前項各号のいずれかに該当する場合は、委員は、当該事業者の選定審査に係る職務に従事してはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 告 示

### 告示第66号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和8年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地  
名 称 公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター  
所在地 大和高田市大字池田418番地1 大和高田市総合福祉会館内
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類  
サイクルポート使用料
- 3 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**告示第69号**

令和8年5月11日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和8年5月1日

大和高田市長 堀内 大造

記

承第 3号 専決処分の報告について

- ・ 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
- ・ 令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）
- ・ 令和8年度大和高田市病院事業会計予算

承第 4号 専決処分の報告について

- ・ 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）
- ・ 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ・ 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について
- ・ 大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について

議第28号 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

告示第70号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和8年5月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和8年4月2日	1									
令和8年4月8日							1			
令和8年4月9日	1									
令和8年4月16日	1									
令和8年4月24日							2			

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
	該当なし		

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

## 告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年5月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所  
東京都港区芝大門1丁目2番14号 H10浜松町1005  
スポーツデータバンク株式会社  
代表取締役 石塚 大輔
- 2 指定を受ける公金事務の内容  
令和8年度大和高田市部活動地域展開事業業務委託
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年4月1日

## 告示第72号

大和高田市公共工事等入札及び契約情報の公表に関する実施要綱を次のように定める。

令和8年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公共工事等入札及び契約情報の公表に関する実施要綱

大和高田市公共工事発注見通しの公表に関する実施要綱（平成13年告示第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）第5条の規定による本市の公共工事の発注の見通しの公表並びに施行令第7条の規定による本市の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表について、必要な事項を定めるものとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第2条 市長は、毎年度、4月1日（その日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であつて本市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る施行令第5条第1項各号に掲げる事項について公共工事発注見通し公表書（様式第1号）により公表するものとする。

2 市長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

3 公表していない工事で、次回の公表時において既に発注済みである場合は、公表しないものとする。

4 第1項及び第2項に規定する公表に係る期間は、当該公表する日の属する年度の3月31日までとする。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第3条 市長は、公共工事（予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、施行令第7条第2項各号及び同条第3項に掲げる事項を入札結果及び契約内容（様式第2号）により公表するものとする。

2 前項に規定する公表に係る期間は、公表した日（施行令第7条第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（公表の方法等）

第4条 市長は、前2条の規定による公表は、総務課において閲覧に供するほか、必要に応じて電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行う。

（禁止行為等）

第5条 閲覧しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 閲覧に係る書類その他の物を閲覧所の外に持ち出さないこと。
- （2） 閲覧に係る書類その他の物を汚損し、又は破損しないこと。
- （3） 係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 係員は、閲覧しようとする者が前条各号に掲げる事項を守らないときは、閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

# 令和 年度 公共工事発注見通し公表書 （ 月）

課	件
課	件
課	件

計 件

大和高田市

注1) 大和高田市公共工事発注見通し公表書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条及び大和高田市公共工事等入札及び契約情報の公表に関する実施要綱（令和8年告示第72号）に基づき公表するものです。

注2) 掲載する内容は、令和 年 月現在の発注見通しであるため、後日発注する工事の内容がこの公表書に掲載されている内容と異なる場合又はこの公表書に掲載されていない工事が発注される場合があります。





**告示第73号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和8年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和8年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和8年2月1日から令和8年2月28日までの間

公 告

公告第43号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	2トンダンプトラック（パワーリフト付き）車両リース
2 納入場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和10年1月1日から令和16年12月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和8年5月7日（木）から令和8年5月22日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月26日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者へのみ回答します。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月3日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p>

	<p>(3) 郵送方法                  不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時                  令和8年6月4日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所                  大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第44号

## 入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月7日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 高契第2号
- (2) 事業名 大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業
- (3) 事業場所 大和高田市今里川合方23番地地内
- (4) 事業期間 契約締結日から令和32年3月31日（木）まで  
工事期間 契約締結日～令和13年3月31日  
※マテリアルリサイクル推進施設の建設は令和12年3月31日まで  
運営期間 令和12年4月1日～令和32年3月31日
- (5) 事業内容 入札説明書及び要求水準書のとおり
- (6) 予定価格 12,381,336,000円（税込）  
建設費 6,852,736,000円（税込）  
運営費 5,528,600,000円（税込）
- (7) 入札書比較価格 11,255,760,000円（税抜）  
建設費 6,229,760,000円（税抜）  
運営費 5,026,000,000円（税抜）
- (8) 低入札調査基準価格（建設費） 5,139,552,000円（税込）
- (9) 低入札調査基準比較価格（建設費） 4,672,320,000円（税抜）
- (10) 失格基準価格の設定 無
- (11) 入札方法 総合評価一般競争入札

## 2 応募者の入札参加資格要件

- (1) 応募者は、以下の要件を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、本施設のプラント設備の設計・建設を行うこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が主たる業務を担うこととし、他の者は以下の要件のいずれかを満たすこと。
  - (ア) 入札参加資格審査書類の提出期限日において、本市の入札参加資格者名簿に「清掃施設工事」の業種区分で登録があること。
  - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が900点以上であること。
  - (ウ) リサイクル施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又はJV）で受注した実績（竣工したものに限り。）を有すること。
  - (エ) 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (2) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務

を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 入札参加資格審査書類の提出期限日において、本市の入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の業種区分で登録があること。
  - (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
  - (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
  - (エ) 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。
- (3) 本施設の運営・維持管理業務を行う者は以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を担う者が、以下の要件を全て満たすこと。
- (ア) リサイクル施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。
  - (イ) 本事業の現場総括責任者として、破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置できること。なお、一般廃棄物を対象とした破碎処理施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (4) その他大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）に定める応募者の参加資格要件に該当する者。

### 3 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、代表企業又は構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 本市より入札参加指名停止等の措置を入札参加資格審査書類受付期限までの間に受けている者
- ウ 経営不振の状態（破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）である者
- エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当する者
- オ 国税及び地方税を滞納している者
- カ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
  - 1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - 4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 応募者が、以下の本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がある者
- 1) マテリアルリサイクル推進施設発注支援業務委託者  
株式会社日産技術コンサルタント
  - 2) 当該業務委託者の法的側面における提携事業者  
荒鹿法律事務所

4 入札日程（予定）

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表	令和8年5月7日
② 現地視察	令和8年5月18日～20日
③ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問受付期限	令和8年5月29日
④ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問回答の公表	令和8年6月10日
⑤ 入札参加資格審査書類受付期限	令和8年6月19日
⑥ 入札参加資格審査結果通知	令和8年6月30日
⑦ 入札説明書等（その他）に関する質問受付期限	令和8年6月26日
⑧ 入札説明書等（その他）に関する質問回答の公表	令和8年7月13日
⑨ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の受付期限	令和8年7月24日
⑩ 対面的対話	令和8年8月上旬
⑪ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の回答の公表	令和8年8月下旬
⑫ 事業提案書の受付期限	令和8年10月23日
⑬ 事業提案に関する審査（ヒアリング）、開札	令和8年12月中旬
⑭ 落札者の決定及び公表	令和8年12月下旬
⑮ 基本契約仮契約締結	令和9年1月中旬
⑯ 事業契約仮契約締結	令和9年1月中旬
⑰ 事業契約本契約締結	令和9年3月中旬

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

## 5 入札参加手続き

入札説明書のとおり。

## 6 審査及び選定

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会規則（令和8年3月23日規則第5号）及び大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業に係る総合評価一般競争入札実施要領のとおり。

## 7 その他

## (1) 入札保証金について

大和高田市契約規則第8条の規定に基づき徴収するものとします。

## (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

## (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

## (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

## (5) 電子契約について

電子契約を希望する場合は、電子契約利用申出書に必要事項を記入し、落札者決定後に総務課宛にメールにて提出すること。

## (6) 低入札価格調査について

大和高田市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱に基づき実施いたします。

## (7) 詳細は、入札説明書によります。

## 8 お問い合わせ先

入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部総務課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 52-2801

メールアドレス (soumu@city.yamatotakada.nara.jp)

公告第45号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和8年7月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和8年7月1日から令和8年7月31日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式） ※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。 ※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）まで。ただ

	<p>し、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和8年5月20日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月26日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和8年5月27日（水）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月10日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書の記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月11日（木）午後2時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p>

	<p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧にて公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 契約方法	<p>入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。                  (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。                  (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第46号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月13日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市地方税ポータルシステムASPサービス提供業務
2 契約期間	契約締結日から令和13年12月31日まで ①導入期間：契約締結日から令和8年12月6日まで ②サービス提供期間：令和8年12月7日から令和13年12月31日まで
3 設置場所	大和高田市役所
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方税共同機構（以下「機構」という。）が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、「認定委託先事業者」として認定され、機構から地方税ポータルシステム対応の認定委託先事業者認定通知書を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>②暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p>

	<p>③組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</p> <p>④5の（1）の要件を満たすことを証するもの（通知書の写し）</p> <p>⑤履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑥印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑦使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</p> <p>※ ⑤～⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。</p> <p>※ ⑦については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ本店で参加される場合は使用印鑑届を、支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>（3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和8年5月13日（水）から令和8年5月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大和9番地4 大和高田市役所 4階 総務部総務課</p> <p>（7）参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（4）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（6）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>（8）その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>（1）受付期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで</p> <p>（2）送信先 大和高田市役所 総務部総務課</p>

	<p>FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限                  令和8年6月3日（水）午後5時まで                  質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限                  令和8年6月9日（火）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先                  〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留                  大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法                  不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時                  令和8年6月10日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所                  大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第47号

令和8年5月14日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。  
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和8年5月29日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和8年6月15日 午後11時00分
公売参加申込場所	KS I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和8年6月23日 午後1時00分
公売締切日時	令和8年6月30日 午後1時00分
公売場所	KS I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和8年6月30日 午後2時00分
開札場所	KS I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和8年7月21日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和8年7月21日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和8年5月29日午後1時00分～令和8年6月15日午後11時00分
公売保証金納付場所	KS I 官公庁オークションホームページ
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の申し出について、その内容を申し出てください。

- ＜その他の事項＞
- 1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。
  - 2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。
  - 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。
  - 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
  - 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。
  - 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。
  - 7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。

- 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。
- 9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。
- 10 公売物件の所有者が適格請求書(インボイス)発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承願います。

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1	<p>◎公売財産の表示 (土地の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市磯野町</li> <li>・地番 286番7</li> <li>・地目 宅地</li> <li>・地積 90.41㎡</li> </ul> <p>(主である建物の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 奈良県大和高田市磯野町286番地7</li> <li>・家屋番号 286番7</li> <li>・種類 居宅</li> <li>・構造 木造瓦葺2階建</li> <li>・床面積 1階 64.61㎡ 2階 46.37㎡</li> </ul> <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『高田市』駅から西へ約1,000mのところ(徒歩約13分)</li> <li>・当該敷地の西面で市道(接面約9.1m、幅員約4m)と南面で私道(接面約7.28m、幅員約4m)と接している。</li> </ul> <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種中高層住居専用地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> </ul> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>	200,000	1,477,000

公告第48号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市市民交流センター総合管理等業務委託
2 履行期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市市民交流センター（大和高田市片塩町12番5号）
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理）に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和8年7月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください</p>

	<p>い。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</li> <li>④ 5の（3）に係る建築物環境衛生総合管理業の登録証明書の写し</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（4）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（6）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書及び設計書等）の貸出</p>	<p>入札説明書（仕様書及び設計書等）の貸出は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 貸出の期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 貸出の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 貸出の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(4) 入札説明書（仕様書及び設計書等）の返却 開札執行までに返却願います。</p>

<p>9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月5日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
<p>15 落札候補者の決定</p>	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>16 事後審査</p>	<p>落札候補者の優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び雇用関係を証する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の公的</p>

	<p>機関より発行されたことが確認できるもの)</p> <p>(2) 提出期限 落札候補者の決定連絡（総務課から対象者に対して電話連絡等いたします。）を受けた翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(3) 場所 大和高田市役所 4階総務部総務課</p>
17 設計金額	¥123,120,000－（消費税等抜き）
18 最低制限比較価格	¥86,180,000－（消費税等抜き）
19 契約保証金	免除します。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第49号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市文化会館総合管理等業務委託
2 履行期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市文化会館（大和高田市本郷町6番36号）
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理）に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和8年7月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p>

	<p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）                  ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）                  ③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）                  ④ 5の（3）に係る建築物環境衛生総合管理業の登録証明書の写し</p> <p>（3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間                  令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）提出場所・郵送先                  〒635-8511                  大和高田市大字大中98番地4                  大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>（7）参加申請の取下げ                  申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（4）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（6）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>（8）その他注意事項                  組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日                  提出期限の翌日より3日以内</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書及び設計書等）の貸出</p>	<p>入札説明書（仕様書及び設計書等）の貸出は、次のとおり行います。</p> <p>（1）貸出の期間                  令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）貸出の時間                  午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（3）貸出の場所                  大和高田市大中98番地4                  大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>（4）入札説明書（仕様書及び設計書等）の返却                  開札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は</p>

	<p>本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月5日（金）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び雇用関係を証する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の公的機関より発行されたことが確認できるもの）</p> <p>(2) 提出期限</p>

	<p>落札候補者の決定連絡（総務課から対象者に対して電話連絡等いたします。）を受けた翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(3) 場所 大和高田市役所 4階総務部総務課</p>
17 設計金額	¥195,093,000－（消費税等抜き）
18 最低制限比較価格	¥136,560,000－（消費税等抜き）
19 契約保証金	免除します。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第50号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市役所庁舎衛生管理及び警備業務委託
2 履行期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市役所庁舎 他
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理）に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和8年7月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p>

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 組員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</li> <li>④ 5の(3)に係る建築物環境衛生総合管理業の登録証明書の写し</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（図面等）の貸出</p>	<p>入札説明書（図面等）の貸出は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 貸出の期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 貸出の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 貸出の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(4) 入札説明書（図面等）の返却 開札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次</p>

<p>についての質疑応答</p>	<p>のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月5日（金）午前10時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
<p>15 落札候補者の決定</p>	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
<p>16 事後審査</p>	<p>落札候補者の優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び雇用関係を証する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の公的機関より発行されたことが確認できるもの）</p>

	<p>(2) 提出期限 落札候補者の決定連絡（総務課から対象者に対して電話連絡等いたします。）を受けた翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(3) 場所 大和高田市役所 4階総務部総務課</p>
17 設計金額	¥169,740,000－（消費税等抜き）
18 最低制限比較価格	¥118,810,000－（消費税等抜き）
19 契約保証金	免除します。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第51号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市役所庁舎総合受付及び電話交換人材派遣業務
2 契約期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
3 派遣場所	大和高田市役所庁舎 1階総合受付及び5階電話交換室 (大和高田市大字大中98番地4)
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿「役務の提供（業務代行）」、「役務の提供（その他）」又は大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿「警備業務」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に基づき労働者派遣事業の許可を受けている者であること。</p> <p>(4) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】</li> </ul> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(9) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームペ</p>

	<p>ージ」という。)の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</li> <li>④ 5の（3）に係る労働者派遣事業の許可書の写し</li> <li>⑤ 5の（4）に係る認証取得を証する書類の写し</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（4）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（6）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月1日（月）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事</p>

	務に関する問い合わせは質問者にものみ回答します。
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月5日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第52号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市役所庁舎設備運転管理業務委託
2 履行期間	令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市役所庁舎（大和高田市大字大中98番地4）
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年4月1日以降において、ZEB化された建築物の設備運転を常時監視及び運転業務として履行した実績を有する者又は奈良県で活動可能なZEBプランナーの登録事業者として一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページに掲載されている事業者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</p> <p>④ 5の(2)に係る履行実績を証するもの（契約書等の写し）又はZEBプランナー登録証の写し</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（図面等）の貸出</p>	<p>入札説明書（図面等）の貸出は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 貸出の期間 令和8年5月15日（金）から令和8年6月4日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 貸出の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 貸出の場所 大和高田市大字98番地4 大和高田市役所 4階総務部総務課</p> <p>(4) 入札説明書（図面等）の返却 開札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年5月28日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課</p>

	<p>FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限                  令和8年6月1日（月）午後5時まで                  質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限                  令和8年6月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先                  〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留                  大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法                  不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時                  令和8年6月5日（金）午前11時20分</p> <p>(2) 場所                  大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 設計金額	<p>¥78,611,000-（消費税等抜き）</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥55,020,000-（消費税等抜き）</p>
18 契約保証金	<p>免除します。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第53号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム導入事業
2 契約期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
3 履行場所	市内8小学校及び3中学校
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 令和3年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（学校施設を含む公共施設を対象とした鍵管理及び予約システム導入業務）の履行実績を有する者であること。</p> <p>(2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】</li> </ul> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p>

	<p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</p> <p>④ 5の（1）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し）</p> <p>⑤ 5の（2）の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し）</p> <p>⑥ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑦ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑧ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</p> <p>※ ⑥～⑧については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。</p> <p>※ ⑧については、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ本店で参加される場合は使用印鑑届を、支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>（3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階 総務部総務課</p> <p>（7）参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、（4）の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を（6）の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>（8）その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(1) 受付期限 令和8年6月17日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年6月25日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年6月26日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第54号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市教育委員会及び小中学校インターネット接続サービス提供業務
2 履行期間	入札説明書（仕様書）のとおりに
3 履行場所	大和高田教育委員会、市内8小学校及び3中学校
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 令和3年4月1日以降から公告日までの間の過去5年間において、国又は地方公共団体等において、インターネット接続回線及びISP業務を提供した実績を有するものであること。なお、いずれか一方の実績しか有しない者は、他方の実績を有する者（ただし、下記（4）から（8）までの要件を満たしていない者を除く。）と業務提携を行うことにより、要件を満たしているものとします。</p> <p>(2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。なお、業務提携を行う場合は、提携先にも求めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーマーク【JISQ15001】</li> <li>・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】</li> </ul> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定に基づく電気通信事業の「登録」を受けている者又は同法第16条の規定に基づく「届出」を行っている者であること（ただし公告日時点で、総務省が公表している「連絡が取れない届出電気通信事業者一覧」に記載されている事業者を除く。）。なお、業務提携を行う場合は、提携先にも求めるものとします。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>

	<p>(8) 組合とその組合員について、同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っていないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）</li> <li>④ 5の（1）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し）</li> <li>⑤ 5の（2）の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し）</li> <li>⑥ 業務提携書（業務提携を行う場合に限る。指定様式）</li> <li>⑦ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑧ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</li> <li>⑨ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</li> </ul> <p>※ 業務提携を行う場合は、上記④及び⑤に係る提携先の書類を併せて提出してください。</p> <p>※ ⑦～⑨については、申請者が大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している場合、提出の必要はありません。</p> <p>※ ⑨については、申請者が大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録しておらず、かつ本店で参加される場合は使用印鑑届を、支店長又は営業所長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階 総務部総務課</p> <p>(7) 参加申請の取下げ 申請書等の提出後、当該案件への参加申請を取下げする場合は、(4)の受付期間内に入札参加資格確認申請取下申出書（以下「取下申出書」という。）を(6)の提出場所へ提出してください。取下申出書については、提出後の撤回はできないものとします。</p> <p>(8) その他注意事項 組合とその組合員が同時に当該案件に入札参加資格確認申請を行っている場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について当該案件の入札参加資格を認めないものとします。ただし、参加申請締切日までの間に当該案件への参加申請を取下げ、</p>

	<p>組合員の重複が解消された場合は、この限りではありません。</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日から3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 仕様書附属書類の配布	<p>仕様書附属書類（図面）の配布は、申請者に対してのみ次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 4階 総務部総務課</p> <p>(4) その他 上記配布の期間内に窓口に来られない場合は、7（2）の通知に同封して送付いたします。</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年6月17日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(3) 回答期限 令和8年6月19日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和8年6月25日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額</p>

	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年6月26日（金）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
15 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**教育委員会**

**教育委員会告示第8号**

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月22日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和8年5月28日（木）午後2時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 学校運営協議会委員の任命について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第20号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月7日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和8年5月15日（金） 午後4時30分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

**選挙管理委員会告示第21号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和8年6月1日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第6号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月26日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和8年6月5日（金曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所3階 庁議室西

3 議案

第1号 農地法第4条の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
農用地利用集積等促進計画について

第4号 その他